

ギャンブル等依存症 家族講座のご案内

ご家族のギャンブルについて

「借金をしてまで繰り返す」「人間関係を壊してしまった」「嘘をつく」
ことなどで悩んでいませんか？

パチンコやスロット、競馬などのギャンブルやスマホなどの課金ゲームは、過度にのめり込むと本人がやめたくてもやめられない「依存症」に陥る心配があります。依存症になると、本人の意思の力や家族の管理だけで回復することは困難です。しかし、**家族が「ギャンブル等依存症」という病気に対する正しい知識を学び、適切な対応をとることで本人が回復へとつながる有効なきっかけとなります。**

家族講座が開催されますので、お申込みください。

▶**対象者** 家族のギャンブル等（パチンコ、スロット、課金ゲーム等）による問題に悩む方

▶**日時・内容**

第1回：10月1日（木）13：00～16：00

- ①公開講座「ギャンブル等依存症の理解」（**一般公開：家族以外も参加可**）
- ②体験発表・わかちあい「回復者と家族の声、参加者によるわかちあい」

第2回：11月5日（木）13：00～16：00

- ①講義「ギャンブル等依存症に関する法律・施策と精神保健センターの取り組み」
- ②講義・演習「ギャンブル依存症を抱える家族の対応について」
- ③グループミーティング

▶**場 所** 長野県佐久合同庁舎4階404号会議室

▶**申 込** 長野県精神保健福祉センター依存症担当まで電話申込
定員20名程度 **締切：9/18（金）**

☎ 長野県精神保健福祉センター（長野市若里7-1-7）☎026-227-1810



道路に張り出した樹木等の伐採のお願い

最近、市役所に次のような苦情が多く寄せられています。

1. 車道や歩道に樹木や枝が張り出し、通行の支障になる
2. 枯れ枝等が落下し、通行の支障になる
3. 竹林の繁茂により、通行の支障になる
4. 枯れ木が道路側へ傾いて倒木の恐れがある

これらの状態の樹木等は、倒木して道路通行の支障となる緊急時を除き、市で伐採・枝払いはできませんので、所有者の方に対応をお願いしています。

伐採・剪定等の管理を行わず、歩行者や自動車等に損害を与えた場合は、所有者に賠償責任が問われる場合があります。

このようなことから、通行の安全確保のため、樹木等を所有している方は、日頃から樹木等の伐採及び枝払いをお願いします。



☎ 建設課 維持係